

弁護士らが緊急請願書

裁判員制度 適切な運用求め

義務規定は、国民参加を呼びかけながら国民を信用していない。裁判員制度は国民の監視が不可欠だが、これでは問題点が国民に伝わらない」などと話した。
【鈴木敬子】

裁判員制度がスタートした21日、人権擁護活動をしている「日本国民救援会」岐阜県支部（奥住易之会長）と弁護士でつくる「自由法曹団」岐阜支部（支

部長・笹田参三弁護士）が裁判員制度の適切な運用を求める緊急請願書を岐阜地裁の中村直文所長に提出した。

笹田弁護士らは「司法への国民参加は意義がある」と制度を歓迎しながらも「適切に運用されないと冤罪を生む危険性を持っている

」と制度の問題点を指摘。請願提出は全国60の地裁などでも行われ、捜査過程の全面可視化や、裁判員への守秘義務規定の廃止など5点を求めた。岐阜独自の請願として、3年を待たずに制度を検証し、見直すことを加えた。

笹田弁護士は「守秘